

令和7年度第1回

前橋市清里公民館運営推進委員会

日時：令和7年7月28日（月） 午後3時

場所：清里公民館 会議室

令和7年度 清里公民館運営推進委員名簿

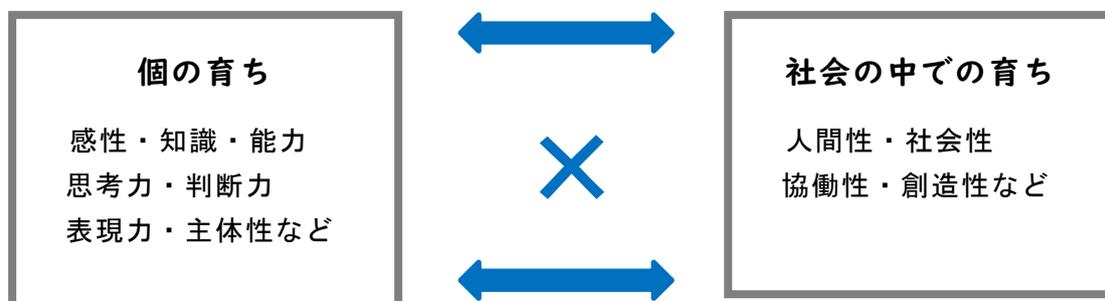
	氏 名	役 職 等	備 考
1	鈴 木 吉 郎	清里地区自治会連合会長	
2	笠 井 弘 雄	清里地区社会福祉協議会長	
3	石 山 勇 吉	清里地区青少年健全育成会長	
4	岩 崎 琢 郎	清里小学校長	
5	関 根 和 江	清里公民館学習グループ連絡協議会長 兼清里ボランティア会長	
6	石 関 修	清里地区生涯学習奨励員連絡協議会長	
7	馬 場 隆 雄	清里地区民生児童委員協議会長	
8	吉 澤 栄美子	清里地区保健推進員会長	
9	山 岸 菜恵子	清里地区子ども会育成団体連絡協議会長	

任期 : 令和7年7月1日～令和9年6月30日

第3期前橋市教育振興基本計画（2023年度～2028年度）〈抜粋〉

1 前橋の教育が目指す人間像

「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」



2 前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

個を

伸ばす

視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。

認

め合う

視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBTなど、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。

創

り出す

視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会（Society5.0）をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。

未来

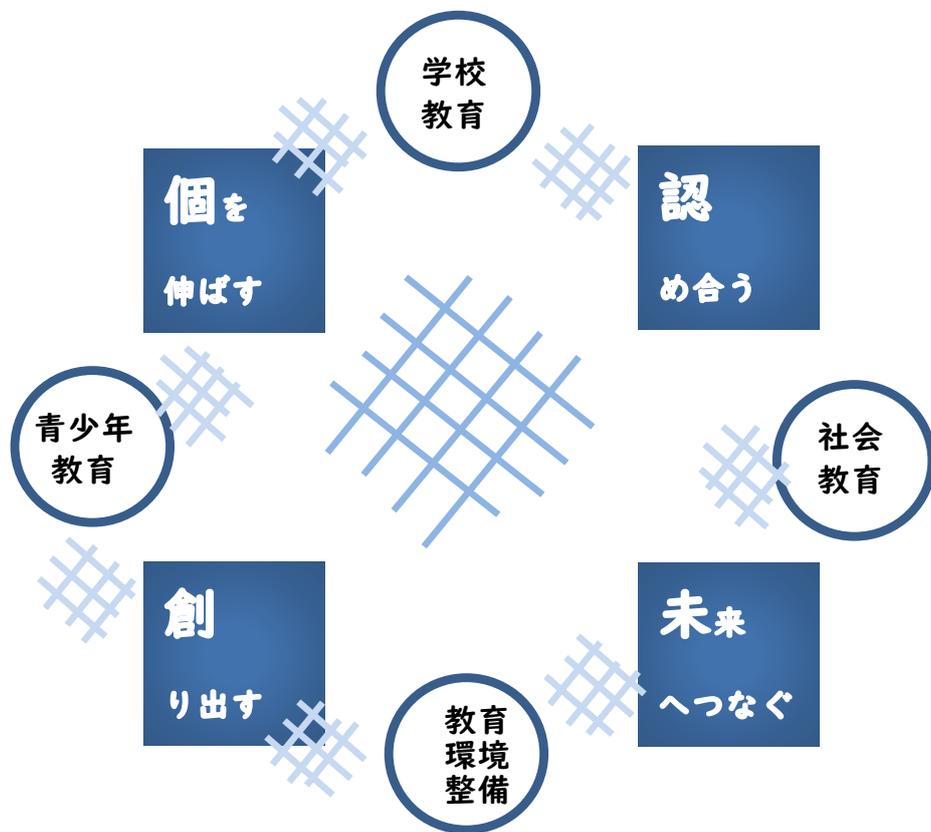
へつなぐ

視点 市民として誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

4つの指針は、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備のそれぞれの分野において、施策に取り組む際の基本となる考え方です。

4つの指針を踏まえて、各分野の施策に取り組むことにより、4つの指針と4つの分野が関連し合い、経糸と緯糸で織りなされる織物のように、目指すべき人間像が育成されるもとと考えます。



3 分野別 基本理念及び基本方針



基本理念 心豊かな前橋の文化の創造

(1) 生涯学習

② 公民館・コミュニティセンターの充実

公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行います。

多様な主体が連携・協働し、地域と交流することを通して、市民の生涯活躍できる力を育むとともに、ウェルビーイングな社会を推進していきます。

令和7年度清里公民館の運営方針及び事業計画

【運営方針】

清里地区の住民の皆さんのニーズに応じた講座や、地域の諸課題解決に繋がる講座を開催するとともに、地域の情報発信の場としての充実を目指します。

また、地域資源や地域人材の活用及び地域の団体や学校等との連携により、地域一体となって取り組む学びを通じた地域づくりを推進します。

【重点事業】

- 1 地域の団体や教育機関等との連携による事業の充実
- 2 地域資源や地域人材を活用した事業の実施
- 3 地域住民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供

【事業計画】

公民館における事業の区分に応じ事業計画を立案しました。事業別の内容は次のとおりです。なお、既に実施済のもの、現在実施中のもの、今後実施を予定しているものの事業内容を記載しております。

1 子育て・親子支援事業

(1) ねらい

- ア 初めての子育てをする母親が、子育てに関する知識・技術について学習する。
- イ 同じ月齢期の乳児を持つ母親同士が情報を共有し、交流することで子育ての不安を軽減し、お互いの子育てについて学び合う。
- ウ 父親も参加できる機会を設け、家族ぐるみでの体験を通して、よりコミュニケーションを深める機会とする。
- エ 子育てに必要な情報提供を行い、親の育児能力を高める。
- オ 講座に参加することで、子育ての不安やストレスを軽減する機会とする。

(2) 事業内容

- ア ベビープログラム～赤ちゃんがきた！～

(ア) 日程、内容

回	日時	内容	実績	講師
1	6月27日(金) 10:00～12:00	新しい出会い	21人	子育て支援課 B P ファシリテーター
2	7月4日(金) 10:00～12:00	赤ちゃんのいる生活と環境	20人	
3	7月11日(金) 10:00～12:00	赤ちゃんの遊びと心の発達	22人	
4	7月18日(金) 10:00～12:00	親になること	20人	

(イ) 対象

第一子（令和6年12月28日～令和7年4月27日生まれ）とその母親

(ウ) その他

元総社公民館、総社公民館と合同開催（会場は清里公民館）

イ 健康貯金をしよう!!

(ア) 日程、内容

回	日 時	内 容	講 師
	9月19日(金) 10:30~11:30	骨貯金、乳がん予防	健康増進課 保健師など

(イ) 対象

0歳から3歳児の子育てをしている父親、母親

(ウ) その他

託児ボランティアあり

※託児協力団体：清里地区保健推進員会

ウ 初めてのピラティス教室

(ア) 日程、内容

	日 時	内 容	講 師
	10月13日(月・祝) 10:00~11:00	ピラティス(実技)	インストラクター 金子 愛

(イ) 対象

0歳から3歳児の子育てをしている母親

(ウ) その他

託児ボランティアあり

※託児協力団体：清里地区民生児童委員連絡協議会、
清里ボランティア会

2 青少年体験・チャレンジ活動事業

(1) ねらい

- ア 学校や家庭では体験し難い講座を夏休み期間に実施し、参加者家族に貴重な思い出となる場を提供する。
- イ 親子が共に学び、楽しむ時間を共有することで、家庭内でのコミュニケーションを促進させる。
- ウ 小学生の子を持つ保護者が交流し、地域での仲間づくりに繋げる機会とする。
- エ 体験活動を通して、参加者の興味や関心の幅を広げ、学習内容に応じたさまざまなスキルアップを図る。
- オ 学びの提供側に青少年を活用し、自己有用感を高める機会を提供する。
- カ 清里生涯学習人材バンク講師の起用により地区人材バンク事業を推進する。
- キ 学校と公民館が連携することにより、地域交流を図るとともに、公民館活動の魅力を積極的に発信する。

(2) 事業内容

- ア 清里公民館夏休み教室

(ア) 日程、内容

回	日時	内容	参加者	講師
1 ・ 2	7月22日(火) 23日(水) 9:00~12:00	宿題の絵を公民館で仕上げよう!	18人 20人	前橋西高等学校美術部
3	7月24日(木) 9:00~11:00	宿題の書道を公民館で仕上げよう!	17人	前橋西高等学校書道部
4	7月25日(金) 9:30~12:00	コピー用紙で封筒づくりと ボールペンの組み立て	5人	前橋高等特別支援学校
5		木工キーホルダーづくり	10人	
6 ・ 7	7月29日(火) 8月5日(火) 9:30~11:00	プログラミング体験 ゲームを作って楽しもう	5人 5人	清里生涯学習人材バンク 指導員 吉岡 賢治
8	8月7日(日) 9:30~12:00	花クリップとミニハーバリウムをつくってみよう	8人	前橋高等特別支援学校
9	8月17日(日) 9:30~13:00	小学生夏休み料理教室	7組 18人	清里地区食生活改善推進員会
10	8月19日(火) 13:30~14:00	レッツ・ウイング! 清里公民館コンサート		前橋西高等学校吹奏楽部

(イ) 対象

清里地区に在住する小学生等

(ウ) その他

第6回、第7回には補助者あり

※協力団体：前橋西高等学校コンピュータ科学部

3 生涯学習奨励員活動支援事業

(1) ねらい

- ア 生涯学習奨励員が、生涯学習推進活動の一助となるよう必要な知識、教養を習得し、奨励員としての資質の向上を図る
- イ 生涯学習奨励員の地域活動や地域行事への協力により、地区住民相互の連携と協調を深め、住み良いまちづくり、地域づくりに役立てる。

(2) 事業内容

- ア 生涯学習奨励員研修（地区内団体との連携を深めるため、自治会長等との合同研修を実施）
- イ 新春講演会（地区住民対象）
開催予定日：令和8年1月
内容：防犯講座 ～身近な防犯知識～（まえばし出前講座）
担当課：共生社会推進課
- ウ 清里生涯学習人材バンク（学びのボランティア）制度の充実

4 自主学習グループ活動支援事業

(1) ねらい

- ア 公民館を拠点とした生涯学習活動を活発化させる。
- イ 活動が停滞している自主学習グループの活性化を図る。
- ウ 各学習グループリーダーの相互の学び合いと交流を図る。

(2) 事業内容

- ア 公民館での継続したグループ活動を促す講座等を実施する。
開催予定日：令和7年11月8日（土）
内容：市民講師による出前講座 ～南京玉すだれの実演・実技
（まえばし出前講座）
- イ 公民館学習グループ連絡協議会の会員を対象とした視察研修を実施する。

5 学び合い、人権、地域ふれあい

(1) ねらい

- ア 地域資源や地域人材を活かした事業の実施により、住民自らが主体的に行う地域課題の解決に向けた取り組みに発展させる。
- イ 地域住民が学びやふれあいの機会を通して互いの交流を深めることで、活力のある住み良い地域づくりを推進する。
- ウ 地域住民のニーズに応じた健康、ライフスタイルなどをテーマにした学習機会の提供により、地域住民がより充実した生活を送るための支援をする。
- エ 住民が互いの人権や個性を尊重し、支え合える地域づくりを推進するための支援を行う。

(2) 事業内容

- ア きよさと焼教室
 - ・内容：清里まちづくり協議会と清里小学校と連携し、清里地区特産の枝豆や玉ねぎを使った「きよさと焼」について学ぶ機会の提供をする。
 - ・講師：清里まちづくり協議会食育部会他
- イ ポールウォーキング体験教室
 - ・内容：清里地区社会福祉協議会との共催事業として、健康寿命をのばすことを目的に外出交流を行い社会参加する機会を増やす。
 - ・講師：（一社）群馬県ポールウォーキング協会 代表理事 武藤 大輔
 - ・日程：9月16日（火）、9月22日（月） 10：00～11：30
 - ・対象：前橋市在住、在勤の方
- ウ 楽しくリズム体操
 - ・内容：清里地区保健推進員会との共催事業として昭和歌謡の懐かしいリズムにのって身体を動かす。
 - ・講師：社団法人現代舞踊協会会員、氏家現代舞踊研究所 小嶋 直美
 - ・日程：11月12日（水）10：00～11：30
 - ・対象：前橋市在住、在勤の方
- エ 清里地区防災講座
 - ・内容：清里地区自治会連合会との共催事業として、地域住民の防災意識を高め地域ぐるみで防災力の向上を図る。
防災講話「地域を守る自主防災組織」

応急手当講習「救命講話、AEDの使用法」

- ・講師：前橋市危機管理課職員、前橋市西消防署救急隊
- ・日程：11月15日（土） 13：30～16：00

オ 人権教育に関連した記事の公民館報への掲載や、小学校児童が作成した人権標語の公民館ロビーへの展示などにより、人権問題に対する意識啓発を図る。

※その他、前橋市と包括連携協定を締結した企業との健康教室を開催予定。

6 文化祭

(1) ねらい

ア 日頃の学習活動や文化活動、伝統芸能の継承活動等の成果を発表する場を提供する。

イ 芸術文化・地域文化の向上を図る。

ウ 住民同士の交流、連帯感を深める機会とする。

(2) 事業内容

開催予定日：10月25日（土）

内容：（参考）中止となった令和6年度の参加団体

- ①作品展示 18団体及び個人
- ②舞台発表 17団体
- ③催物（模擬店等）7団体

7 情報提供事業

(1) ねらい

ア 公民館事業や学習団体等の各種情報を提供し、地域の生涯学習の進展を図る。

イ 各種行事等の開催結果を発信し、公民館活動や地域活動の活性化を図る。

ウ 生涯学習の多様化・個別化に対応し、学習方法などの相談・支援を行う。

(2) 事業内容

ア 公民館報「公民館だより きよさと」を、A3版両面印刷で毎月1日に発行。発行部数は1,350部で全戸配付し、市ホームページへの掲載も行う。

イ 前橋市ホームページ内に清里公民館のページを展開し、公民館報をはじめ施設概要、自主学習グループの紹介や主催行事等の告知を行う。また、「清里まちづくり協議会」の活動状況を掲載するほか、タイムリーな情報提供に前橋市フェイスブックを活用する。

8 団体育成援助事業・各種事業援助活動

(1) 社会体育事業

- | | | | |
|---|-----------------|-----------|-------|
| ア | グラウンドゴルフ大会 | 5月25日（日） | ※雨天中止 |
| イ | ソフトバレーボール大会 | 6月15日（日） | |
| ウ | 市民体育祭 | 10月5日（日） | |
| エ | ソフトボール大会 | 11月23日（日） | |
| オ | 西部地区ソフトバレーボール大会 | 12月14日（日） | |
| カ | ボウリング大会 | 2月1日（日） | |

(2) 青少年健全育成事業

ア	のびゆく子どもつどい・ふれあいの広場	5月18日(日)
イ	前橋の子どもを明るく育てる地区別会議	11月29日(土)
ウ	少年の日フェスティバル	11月29日(土)
エ	道祖神祭	1月11日(日)

< 参考資料 >

○前橋市公民館条例 (抜粋)

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(中略)

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 社会教育法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則 (抜粋)

(目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

○前橋市公民館運営審議会規則 (抜粋)

(目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

○前橋市情報公開条例 <抜粋>

(会議の公開)

第16条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 法令等の規定により、公開しないこととされているもの
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするもの
- (3) 公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたもの